明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

三　当該連結親法人が当該交付株式の交付の直後に二以上の種類の株式を発行している場合には、当該交付株式の交付に係る増加した資本金の額及び前号に規定する減算した金額の合計額を当該交付株式の交付の直後の価額の合計額で除し、これに当該交付株式のうち当該種類の株式の当該交付の直後の価額の合計額を乗じて計算した金額を、当該種類の株式に係る法人税法施行令第八条第二項の種類資本金額に加算する。

第三十九条の百十二第十五項第一号中「第百三十九条第一項」を「第二条第十二号の十九ただし書」に、「租税条約を」を「条約を」に改める。

第三十九条の百十三の二第一項中「第八十一条の八第一項」の下に「、第八十一条の八の二第一項」を加える。

第三十九条の百十四第二項第一号イ中「次条第十四項」を「次条第十五項」に改める。

第三十九条の百十四の二第五項、第六項及び第八項中「第六十八条の九十第二項第三号イ」を「第六十八条の九十第二項第三号イ(1)」に改め、同条第十一項中「第六十八条の九十第二項第三号イ」を「第六十八条の九十第二項第三号イ(3)」に改め、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「同号イに規定する事業持株会社にあつては、」を「同号イ(1)に掲げる外国関係会社にあつては」に改め、「統括業務」の下に「とし、同号イ(2)に掲げる外国関係会社にあつては第十二項に規定する経営管理とする」を加え、同項第四号中「第十五項各号」を「第十六項各号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第十五項第五号」を「第十六項第五号」に、「第十五項及び第十六項」を「第十六項及び第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十五項第一号」を「第十六項第一号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十二項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　法第六十八条の九十第二項第三号ロに規定する政令で定める経営管理は、同号イ(2)に掲げる外国関係会社に係る第三十九条の十七第三項第一号イに規定する特定外国金融機関及び同条第九項第二号に規定する特定外国金融機関の経営管理とする。

第三十九条の百十五第一項中「及び第四号」を「から第五号まで」に改め、同項第一号中「第四十一条」を「第四十一条の二」に改め、同項第四号中「及び第三十九条の百十七第二項」を削り、同号ロ中「租税条約」の下に「(財務省令で定めるものを除く。第三十九条の百十七の二第七項において同じ。)」を加え、同項に次の一号を加える。

五　当該外国関係会社（その発行済株式等の全部又は一部が法第六十六条の六第一項各号又は第六十八条の九十第一項各号に掲げる者により保有されているものを除く。以下この号において同じ。）の当該各事業年度における部分対象外国関係会社（同条第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社をいう。以下この号において同じ。）の株式等（法第六十六条の六第二項第一号イに規定する居住者等株主等の当該外国関係会社に係る同号イ(1)から(3)までに掲げる割合のいずれかが百分の五十を超えることとなつた場合（当該外国関係会社が設立された場合を除く。）の当該超えることとなつた日（以下この号において「特定関係発生日」という。）に当該外国関係会社が有する部分対象外国関係会社に該当する外国法人の株式等に限る。以下この号において「特定部分対象外国関係会社株式等」という。）の特定譲渡（次に掲げる要件の全てに該当する特定部分対象外国関係会社株式等の譲渡をいう。）に係る譲渡利益額（法人税法第六十一条の二（第十七項を除く。）の規定の例に準じて計算した場合に算出される同条第一項に規定する譲渡利益額に相当する金額をいう。）

イ　当該外国関係会社に係る法第六十六条の六第一項各号若しくは第六十八条の九十第一項各号に掲げる者又は当該者に係る部分対象外国関係会社への譲渡（その譲渡を受けた特定部分対象外国関係会社株式等を他の者（当該法第六十六条の六第一項各号又は第六十八条の九十第一項各号に掲げる者に係る部分対象外国関係会社その他の財務省令で定める者を除く。）に移転することが見込まれる場合の当該譲渡を除く。）であること。

ロ　当該外国関係会社の特定関係発生日から当該特定関係発生日以後二年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度において行われる譲渡（その本店所在地国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該期間内の日を含む事業年度において譲渡をすることが困難であると認められる場合には、特定関係発生日から当該特定関係発生日以後五年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度において行われる譲渡）であること。

ハ　次のいずれかに該当する譲渡であること。

(1)　当該外国関係会社の清算中の事業年度において行われる譲渡

(2)　特定部分対象外国関係会社株式等の譲渡の日から二年以内に当該外国関係会社が解散をすることが見込まれる場合の当該譲渡

(3)　特定部分対象外国関係会社株式等の譲渡の日から二年以内に次に掲げる者以外の者が当該外国関係会社の発行済株式等の全部を有することとなると見込まれる場合の当該譲渡

(i)　当該外国関係会社に係る法第四十条の四第一項各号、第六十六条の六第一項各号及び第六十八条の九十第一項各号に掲げる者

(ii)　前条第十五項第一号及び第二号中「法第六十八条の九十第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う」とあるのを「次条第一項第五号に規定する」と、「同条第一項各号」とあるのを「法第六十八条の九十第一項各号」と、同項第三号から第六号までの規定中「法第六十八条の九十第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う」とあるのを「次条第一項第五号に規定する」と読み替えた場合における当該外国関係会社に係る同項各号に掲げる者

ニ　次に掲げる事項を記載した計画書に基づいて行われる譲渡であること。

(1)　外国法人に係る法第六十六条の六第二項第一号イ(1)から(3)までに掲げる割合のいずれかが百分の五十を超えることとする目的

(2)　(1)に掲げる目的を達成するための基本方針

(3)　(1)に掲げる目的を達成するために行う組織再編成（合併、分割、現物出資、現物分配、株式交換、株式移転、清算その他の行為をいい、特定部分対象外国関係会社株式等の譲渡を含む。）に係る基本方針

(4)　その他財務省令で定める事項

ホ　特定部分対象外国関係会社株式等を発行した外国法人の法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合における当該特定部分対象外国関係会社株式等の譲渡でないこと。

第三十九条の百十五第二項中「第十七号」を「第十八号」に改め、同項第十号中「及び第三十九条の百十七第二項第一号」を削り、同項に次の一号を加える。

十八　当該外国関係会社（その発行済株式等の全部又は一部が法第六十六条の六第一項各号又は第六十八条の九十第一項各号に掲げる者により保有されているものを除く。）の当該各事業年度における前項第五号に規定する特定譲渡に係る譲渡利益額（譲渡に係る対価の額が原価の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）

第三十九条の百十五第七項中「第五十三条」を「第五十二条」に改める。

第三十九条の百十六を次のように改める。

（外国金融子会社等の範囲）

第三十九条の百十六　法第六十八条の九十第二項第七号に規定する同様の状況にあるものとして政令で定める部分対象外国関係会社は、第三十九条の十七第一項各号に掲げる部分対象外国関係会社（同項第六号に規定する部分対象外国関係会社をいう。以下この条において同じ。）とする。

2　法第六十八条の九十第二項第七号に規定する政令で定めるものは、第三十九条の十七第二項各号に掲げる部分対象外国関係会社とする。

3　法第六十八条の九十第二項第七号に規定する外国金融機関に準ずるものとして政令で定める部分対象外国関係会社は、部分対象外国関係会社のうち第三十九条の十七第三項各号に掲げるもの（一の連結法人及び当該一の連結法人との間に同条第四項に規定する特定資本関係のある内国法人（次項において「一の連結法人等」という。）によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されているものに限る。）とする。